

我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）による被災住宅の復興を支援するため、住宅に被害を受けた者又はその親族が当該被災住宅の再建のための資金（以下「住宅再建資金」という。）を金融機関から借り入れた場合において、予算の範囲内においてその利子の一部を補助する利子補給金の交付に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び政府系金融機関をいう。
- (2) 被災住宅 地震により被害を受けた住宅であって、被災証明を受けたものをいう。

(対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 被災住宅を自己又は親族が所有する者で、地震発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していたもの
- (2) 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う者又は市内の被災住宅の補修を行う者
- (3) 住宅再建資金について、平成23年3月11日以後に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、平成24年3月31日までに融資の実行を受けた者
- (4) 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者

(5) 住宅再建資金の融資に係る利子補給について、同様の利子補給を他から受けていない者又は受けようとしていない者

(利子補給金の対象となる借入金の額)

第4条 利子補給金の対象となる借入金の額は、100万円以上500万円以下とする。

(利子補給期間)

第5条 利子補給期間は、住宅再建資金の借入れに係る利子の支払開始日から5年以内(無利子期間、利子支払の猶予期間等がある場合は、当該期間を含む。)とする。

(利子補給金の額等)

第6条 利子補給金の額は、利子補給の対象となる借入金の返済について月単位で算出した借入金の残額に年2%(年2%未満の利率で融資を受けた場合は、その利率)の利子補給率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した利子補給金の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 利子補給期間内に金融機関の借入利率が変動したときは、変動後の借入利率により算出した利子の額に相当する額を補給する。ただし、延滞した返済分については、返済すべき月の借入利率を適用する。

4 利子補給金は、毎年1月1日から12月31日までの期間につき当該住宅再建資金の融資を受けた者が当該期間内に当該金融機関に返済を行った場合において交付するものとする。ただし、延滞により生じた利子及び損害金については、利子補給の対象としない。

5 利子補給期間後に支払った利子については、利子補給金を交付しない。ただし、利子の支払開始日から5年目に当たる日が金融機関の休業日に当たり、返済日が翌営業日となる場合は、この限りでない。

(申請及び交付決定)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として金融機関に融資の申込みを行った日から1月以内に、我孫子市被災住宅再建資金利子補給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 被災住宅に居住している者の住民票謄本又は外国人登録原票記載事項証明書。ただし、市内に住所を有する場合で、個人情報確認同意書（様式第2号）を提出したときは、省略することができる。
- (2) 申請者と被災住宅の所有者及び居住者の親族関係が分かる書類。ただし、申請者が被災住宅の所有者である場合、前号の書類により親族関係が確認できる場合、又は市内に本籍を有し、かつ、個人情報確認同意書を提出した場合は、省略することができる。
- (3) 被災証明書。ただし、被災住宅が市内にある場合で、個人情報確認同意書を提出したときは、省略することができる。
- (4) 市民税、固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書。ただし、市内に住所を有する場合で、個人情報確認同意書を提出したときは、省略することができる。
- (5) 被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入又は被災住宅の補修に係る見積書
- (6) 被災住宅の登記事項証明書
- (7) 個人情報の第三者提供に関する同意書（様式第3号）
- (8) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定し、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査を行うに当たり、第1項第7号の書類の提出を受け、我孫子市被災住宅再建資金の融資決定に関する情報提供について（様式第5号）により、住宅再建資金の融資を行う予定の金融機関に利子補給の申請があったことを通知するとともに、当該融資の決定に係る情報の提供を求めることができる。

（融資状況の報告及び登録）

第8条 前条第2項の規定により利子補給金の交付決定を受けた者（以下「利子補給決定者」という。）は、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し、融資を受けたときは、我孫子市被災住宅再建資金利子補給に係る融資実行報告書

(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 金銭消費貸借契約書の写し

(2) 融資機関の発行する償還予定表(返済明細表、返済予定表等で、融資実行日、融資金額、融資利率、返済期間、返済方法、元金据置期間、償還開始日及び償還日ごとに返済すべき元金及び利息の額並びに契約内訳内容が確認できる書類)の写し

2 市長は、前項の報告があったときは、利子補給決定者を我孫子市被災住宅再建資金利子補給決定者登録台帳(様式第7号)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により利子補給決定者を登録したときは、前条第3項の規定により情報の提供を求めた金融機関(以下「利子補給制度協力金融機関」という。)に対し、我孫子市被災住宅再建資金利子補給決定者の登録について(様式第8号)により通知することができる。

(変更申請等)

第9条 利子補給決定者は、第7条第1項の規定による申請の内容と前条第1項の規定による報告の内容(市長が認める軽微なものを除く。)が異なるときは、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付変更承認申請書(様式第9号)に変更の内容を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の適否を決定し、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付決定変更承認(不承認)通知書(様式第10号)により当該利子補給決定者に通知するものとする。

3 利子補給決定者は、利子補給金の交付を受けることを中止するときは、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付中止届(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 利子補給決定者は、毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子の実績について、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金に係る返済実績報告書(様式第12号)に金融機関の発行する支払利息証明書を添えて、翌年の1月20日までに市長に報告しなければならない。ただし、市長が認めたときは、金融機関の発行する支払利息証明書を省略することができる。

る。

- 2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、利子補給制度協力金融機関に対し、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金に係る支払利息額の証明について（様式第13号）により支払利息額の証明書の発行を依頼することができる。

（利子補給金の確定）

- 第11条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、利子補給金の額を確定し、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付確定通知書（様式第14号）により、利子補給決定者に通知するものとする。

（利子補給金の請求及び交付）

- 第12条 前条の通知を受けた利子補給決定者は、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付請求書（様式第15号）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに利子補給金を利子補給決定者に交付するものとする。

（利子補給決定の取消し及び返還）

- 第13条 市長は、利子補給決定者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 金融機関からの融資が実行されなかった場合
- （2） 金融機関から借入金の繰上げ償還を請求された場合
- （3） 借入金をその目的に反して使用した場合
- （4） この要綱に違反した場合

- 2 市長は、前項の規定により、利子補給金の交付決定を取り消すときは、利子補給決定者に対し、我孫子市被災住宅再建資金利子補給決定（全部・一部）取消通知書（様式第16号）により通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、既に利子補給金を交付しているときは、当該交付を受けた者に対し、我孫子市被災者住宅再建資金利子補給金（全部・一部）返還命令書（様式第17号）により、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(報告及び調査)

第14条 市長は、利子補給金の交付のために必要があると認めるときは、利子補給決定者に対し、当該利子補給金に係る資料及び物件について報告を求め、又は調査することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年11月21日から施行し、平成23年3月11日以後の融資に係る利子補給金から適用する。

(この告示の施行の日前に融資の申込みを行った者の申請期限の特例)

2 この告示の施行の日前に融資の申込みを行った者が、この告示に基づき利子補給金の交付を受けようとする場合における第7条第1項の規定の適用については、同項中「金融機関に融資の申込みを行った日から1月以内」とあるのは、「平成24年1月23日まで」とする。

我孫子市被災住宅再建資金利子補給申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

申請者	住所			
	氏名	Ⓜ	電話番号	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日		
	被災住宅の所有者との関係	本人・親族（続柄： ）		
	被災住宅の居住者との関係	本人・親族（続柄： ）		

我孫子市被災住宅再建資金利子補給金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

被災住宅の状況	所在地					
	構造	造	葺き	階建て	延床面積 m ²	
	り災の状況	全壊・半壊・一部損壊（ ）				
資金の用途の概要	新築又は購入	所在地				
		構造	造	葺き	階建て	延床面積 m ²
		着工及び完成予定日	着工	年 月 日		
			完成予定	年 月 日		
		購入予定日	年 月 日			
底地の購入	有り（購入予定日： 年 月 日） ・ 無し					
補修等	住宅の補修	（内容）				
	その他	（内容）				
資金の借入れの概要	借入予定金融機関名	①		②		
		名称		名称		
		取扱店		取扱店		
	ローンの種類	住宅ローン ・ リフォームローン ・ その他ローン		住宅ローン ・ リフォームローン ・ その他ローン		
	金利の種類	固定金利型 ・ 変動金利型 ・ 固定金利選択期間型（ 年固定） （年利 %）		固定金利型 ・ 変動金利型 ・ 固定金利選択期間型（ 年固定） （年利 %）		
	借入予定額（総額）	円		円		
返済予定回数	回		回			
添付書類	1 住民票謄本又は外国人登録原票記載事項証明書 2 申請者と被災した住宅の所有者及び居住者の親族関係が分かる書類 3 り災証明書 4 市民税、固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書 5 新築若しくは購入又は補修に係る見積書 6 被災した住宅の登記事項証明書 7 個人情報の第三者提供に関する同意書（様式第3号） 8 その他（ ）					

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住所

氏名

印

個人情報確認同意書

私は、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金の交付決定に必要な次に掲げる情報について、市の職員が確認することに同意します。

- 1 戸籍情報
- 2 住民登録情報又は外国人登録情報
- 3 市民税、固定資産税及び都市計画税に係る納税情報
- 4 被災住宅のり災情報

我孫子市長 あて

住所

氏名

㊞

個人情報の第三者提供に関する同意書

私は、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金の申請に当たり、市が取得した私に関する情報について、市長が第三者に提供することに同意します。

1 情報を提供する第三者

- (1) 千葉県
- (2) 融資を受ける金融機関

2 提供する個人情報

- (1) 住所、氏名、連絡先、家族に関する情報等、我孫子市被災住宅再建資金利子補給申請書（様式第1号）に記載された全ての情報
- (2) 利子補給金の交付の可否の決定に関する情報
- (3) 利子補給対象額に関する情報
- (4) その他利子補給金の交付に関する情報

3 第三者における利用目的

- (1) 利子補給事業補助金の交付に関すること。
- (2) 利子補給金交付に係る支払利息の額の計算
- (3) その他利子補給金の交付に関すること。

様式第4号（第7条関係）

（表）

我孫子市指令（ ）第 号
年 月 日

様

我孫子市長

印

我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった我孫子市被災住宅再建資金利子補給について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付

利子補給対象額	円		
利子補給率	%		
利子補給期間	年 月 日から	年 月 日まで	
金融機関名		取扱店	

2 不交付

理由	
----	--

注1 我孫子市被災住宅再建資金利子補給申請書（様式第1号）の内容と我孫子市被災住宅再建資金利子補給に係る融資実行報告書（様式第6号）の内容が異なるときは、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付変更承認申請書（様式第9号）を提出してください。

注2 金融機関の融資実行日までの間に当該融資の対象となくなるときは、我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付中止届（様式第11号）を提出してください。

教示 裏面のとおりに

(裏)

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、我孫子市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 また、上記の異議申立てをしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(別紙)

年 月 日

我孫子市長 あて

(金融機関)

㊤

我孫子市被災住宅再建資金の融資決定に関する情報提供について (回答)

年 月 日付けで依頼のあった件について、次のとおり決定しました。

申込 番号		氏 名	
住 所			
融 資 予 定 額	円		
金 利 の 種 類	1 固定金利型 2 変動金利型 (※金利改定月： 月・ 月) 3 固定金利期間選択型 (年固定)		
融 資 予 定 利 率	%		
返 済 予 定 期 間	月	左記のうち元金据置期間	
		年 月 日～ 年 月 日	
返 済 方 法	方 式	1 元利均等方式 2 元金均等方式	
	ボーナス併 用の有無	1 ボーナス併用有 (月・ 月) 2 ボーナス併用無	
融 資 の 決 定	可 ・ 否		
融 資 実 行 予 定 日			
備 考			

注1 融資実行日までの間に借入希望者の信用状態等に変化が生じ、融資の対象とならない場合があります。

注2 無利子期間・利子支払猶予期間の定めがあるときは、その期間を備考欄に記入してください。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

報告者 住所
氏名

印

我孫子市被災住宅再建資金利子補給に係る融資実行報告書

我孫子市被災住宅再建資金の融資が実行されたので、次のとおり報告します。

融 資 実 行 日	年 月 日	
融 資 額	円	
金 利 の 種 類	1 固定金利型 2 変動金利型（金利改定月： 月・ 月） 3 固定金利期間選択型（ 年固定）	
借 入 れ 利 率	%	
借 入 れ 期 間	月	左記のうち元金据置期間
		年 月 日～ 年 月 日
返 済 方 法	方 式	1 元利均等方式 2 元金均等方式
	ボーナス併用の有無	1 ボーナス併用有り（ 月・ 月） 2 ボーナス併用無し
備 考		

注 無利子期間・利子支払猶予期間の定めがあるときは、備考欄にその期間を記入すること。

添付書類

- 1 金銭消費貸借契約書の写し
- 2 融資機関の発行する償還予定表の写し

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付変更承認申請書

我孫子市被災住宅再建資金利子補給に係る申請内容について次のとおり変更があったので、承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	我孫子市指令（ ）第 号
変更年月日	年 月 日		
変更事項			
変更内容	変更前	変更後	
添付書類	変更の内容を証する書類		

様式第10号（第9条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

我孫子市長

印

我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付決定変更承認（不承認）通知書

年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で交付決定した
我孫子市被災住宅再建資金利子補給に係る変更について、次のとおり決定した
ので通知します。

1 承認

変更事項		
	変更前	変更後
変更内容		

2 不承認

理由	
----	--

教示 裏面のとおり

(裏)

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、我孫子市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 また、上記の異議申立てをしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日

我孫子市長 あて

住所
届出者 氏名 ⑩
電話

我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付中止届

次のとおり我孫子市被災住宅再建資金利子補給金の交付の中止を届け出ます。

指令年月日	年 月 日	指令番号	我孫子市指令 () 第 号
中止年月日	年 月 日		
中止理由			

様式第 1 4 号 (第 1 1 条関係)

年 月 日

様

我孫子市長

図

我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった住宅再建資金の融資に係る
我孫子市被災住宅利子補給金について、次のとおり利子補給金の額を確定した
ので通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令 () 第 号
利子補給期間	年 月 日から 年 月 日まで		
交付決定額	円		
交付確定額	円		

注 年 月 日までに同封の我孫子市被災住宅再建資金利子
補給金交付請求書 (様式第 1 5 号) を提出してください。

様式第15号（第12条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

請求者 住所
氏名

㊞

我孫子市被災住宅再建資金利子補給金交付請求書

次のとおり利子補給金の交付を請求します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号	
交付確定額	円			
交付請求額	円			
振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区 分	1 普通 2 当座
	ふりがな 口座名義人			

様

我孫子市長

図

我孫子市被災住宅再建資金利子補給決定（全部・一部）取消通知書

年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で交付決定した利子補給については、次のとおり（全部・一部）を取り消すことを決定したので通知します。

取 消 理 由	
利子補給金決定額	円
取り消した補給金額	円
差引補給金額	円

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、我孫子市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 また、上記の異議申立てをしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様

我孫子市長

図

我孫子市被災者住宅再建資金利子補給金（全部・一部）返還命令書

年 月 日付け 第 号で（全部・一部）の取消しを決定した利子補給金について、次のとおり利子補給金の返還を命じます。

返還すべき額	円	内訳	
返還期限	年 月 日		

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、我孫子市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 また、上記の異議申立てをしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）